

道指定鹿の沢鳥獣保護区
特別保護地区
指定計画書（道案）

令和 4 年(2022年) 7 月 8 日

北 海 道

1 保護に関する指針等

(1) 道指定鳥獣保護区の名称

鹿の子沢鳥獣保護区特別保護地区

(2) 道指定鳥獣保護区の区域

道指定鹿の子沢鳥獣保護区のうち、国有林網走中部森林管理署23林班に、ぬ、る、れ、ハ、ニ、へ、チの各小班の区域

(3) 道指定鳥獣保護区の存続期間

令和4年（2022年）10月1日から令和24年（2042年）9月30日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

① 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

② 特別保護地区の指定目的

当該地域は、常呂郡置戸町中心部から南西約8km、鹿の子沢鳥獣保護区の中央部に位置しており、標高500m前後の山稜地である。植生は、下部針広混交林の自然植生に被われ、一部シラカンバの二次林を含む。常呂川支流である鹿ノ子沢の上流部にあたり、渓谷の急崖や滝が形成されており、アカゲラやエゾライチョウ等の森林性の鳥獣のほか、溪流沿いに生息するキセキレイやオオルリをはじめ多様な鳥獣が生息しており、特に良好な鳥獣の生息環境となっていることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

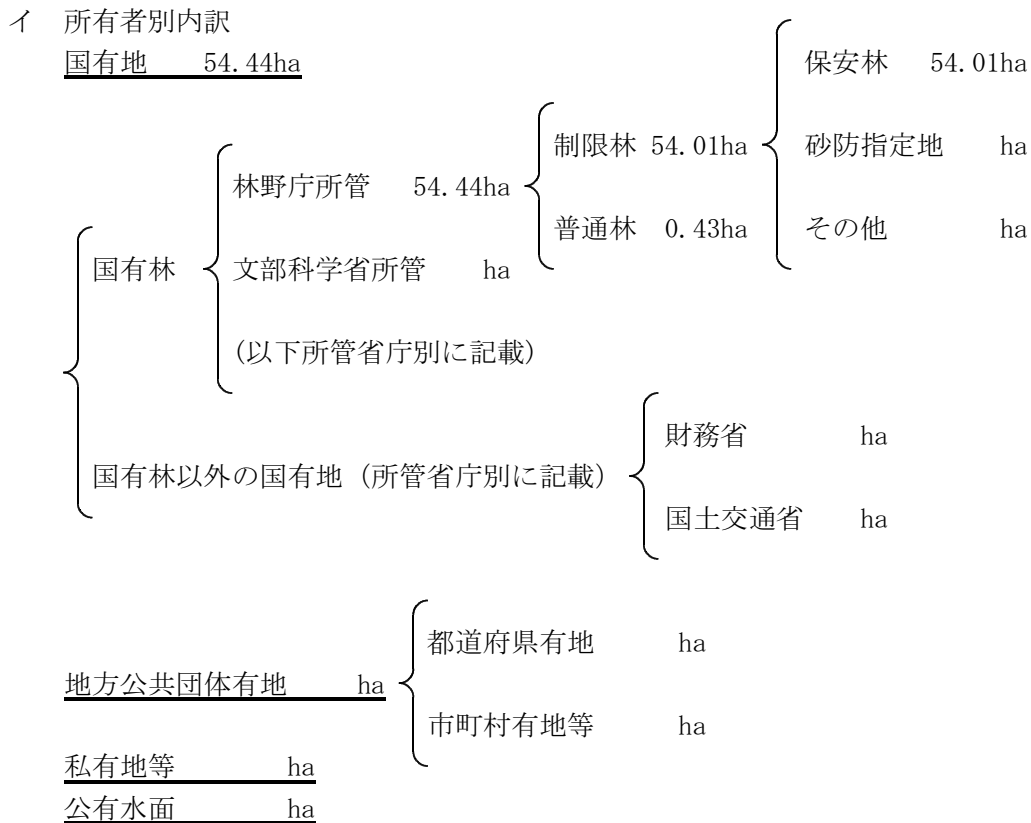
2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 54ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	54.44ha
農耕地	ha
水 面	ha
その他	ha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 (ha)	地種区分 (特別保護地区、特別地域等)	面積 (ha)
森林法（保安林）	54.01	水源かん養保安林	48.82
		落石防止保安林	5.19

3 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 道指定鳥獣保護区の位置

常呂郡置戸町に所在する当該地域は、同町中心部から南西約8km、鹿の子沢鳥獣保護区の中心部に位置し、区域のすべてが国有林である。

イ 地形、地質等

標高500m前後の山稜地で、鹿ノ子沢をはじめ所々に小沢が流れる変化に富んだ地形である。

ウ 植生の概要

下部針広混交林、エゾマツ・トドマツ群集（針葉樹林）及びエゾイタヤ・シナノキ林（落葉広葉樹林）の自然植生に被われ、一部にシラカンバの二次林を含む。渓谷沿いには、カツラ・ハルニレ林、急崖上にはイワデンダ、ツルデンダ、クモノスシダ、ダイヤモンドソウ等からなる岩隙植生が成立し、森林の環境は良好である。

エ 動物相の概要

良好な林相を反映し、アカゲラ、エゾライチョウ等、森林性の鳥獣が多数生息する。

- (2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

- (3) 当該地域の被害状況

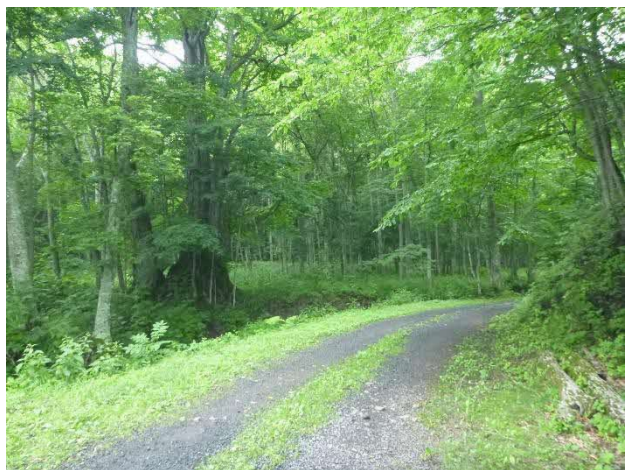
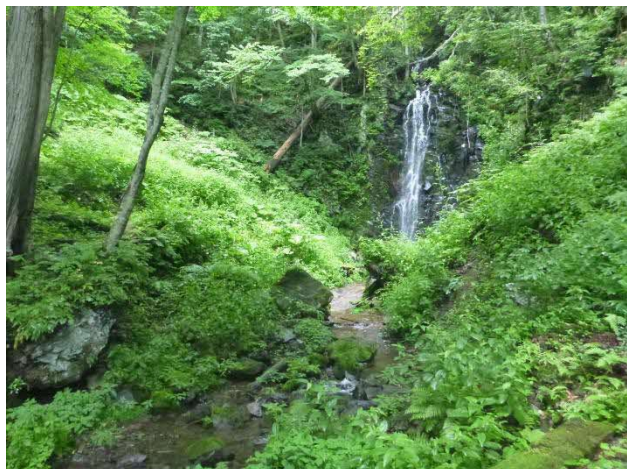
鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R1年度	R2年度	R3年度	
該当なし				

- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。
- 5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
- (1) 特別保護地区用制札 3基
- (2) 案内板 1基（鳥獣保護区用と共用）
- 6 指定計画書添付書類
- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図並びに区域図並びに林班図
- (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙1）
- (3) 林小班別面積内訳表
- (4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (6) 農業振興地域との調整調書（別紙4）

鹿の子沢鳥獣保護区特別保護地区位置図



鹿の子沢鳥獣保護区 (特別保護地区)



道指定糠平鳥獣保護区
特別保護地区
指定計画書（道案）

令和 4 年（2022年） 7 月 8 日

北 海 道

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

糠平鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定糠平鳥獣保護区のうち、国有林十勝西部森林管理署東大雪支署47林班い、はの各小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和4年(2022年)10月1日から令和24年(2042年)9月30日まで(20年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

① 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

② 特別保護地区の指定目的

当該地域は、河東郡上士幌町に所在する糠平湖の南西、糠平鳥獣保護区の南東部に位置しており、なだらかな起伏をなす山間地で、複数の沢地を含むトドマツを主とした林相が豊かな天然針葉樹林で構成されている。オオワシやシマフクロウなどの希少鳥類のほか、ナキウサギやユキウサギなど多種多様な鳥獣の生息環境として特に好適であることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該区域を特別保護地区に指定する。

管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状況を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮し、適切に対応する。

2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 34ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 34ha

農耕地 ha

水 面 ha

その他 ha

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R1年度	R2年度	R3年度	
エゾシカ	3	5	1	ばれいしょ・ビート
ヒグマ	2	2	2	デントコーン
キツネ	7	5	0	牛
カラス類	7	4	1	デントコーン
ハト類	6	5	0	デントコーン

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- (1) 特別保護地区用制札 3本
- (2) 案内板 1基（鳥獣保護区用と共用）

6 指定計画書添付書類

- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図並びに区域図（並びに林班図（国有林・道有林が存在する場合のみ））
- (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙1）
- (3) 林小班面積別内訳表（国有林・道有林が存在する場合のみ）
- (4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (6) 農業振興地域との調整調書（別紙4）

糠平鳥獣保護区特別保護地区位置図



糠平鳥獣保護区 (特別保護地区)

